

核兵器禁止条約の一日も早い日本政府の署名と批准を求める意見書

昨年7月7日の国連会議で核兵器禁止条約が国連加盟国の約3分の2に当たる賛成で採択されて約1年、条約に署名した国は58カ国、批准は10カ国となっており、条約発効には50カ国の批准が必要である。歴史的な条約の成立を力に、どのように「核兵器のない世界」へと前進するのかが改めて問われている。ことし4月スイスのジュネーブで核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議第2回準備委員会が開かれ、昨年の国連総会に続き、核兵器禁止条約が焦点の一つとなった。核兵器の脅威を取り除くのは「核抑止力」ではなく、世論と外交の力であることも鮮明となりつつある。

6月12日に行われた米朝首脳会談では、共同声明で朝鮮半島の完全な非核化が表明された。ジュネーブ軍縮会議も20年ぶりに核軍縮の交渉が再開されようとしている。

河野太郎外相は「被爆国として核兵器の非人道性を知る我が国は核廃絶に向け国際社会の取り組みを先導する責務がある」と準備委員会で演説した。

全ての国に核兵器を禁止し、廃絶に至るまでの条約締結を求めている「ヒバクシャ国際署名」を、核保有国やその同盟国を含め、国際的に発展させていくことが、ますます重要となっている。核兵器の非人道性を認めることと、その使用を前提にした「核の傘」に依存することは両立しない。唯一の被爆国である日本政府が率先して核兵器禁止条約に参加し、核保有国と非核国との橋渡しを行うことが求められる。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、唯一の被爆国として、核兵器のない世界を実現するため、一日も早く核兵器禁止条約への署名と批准の進めるよう強く要請する。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年6月29日

三鷹市議会議長 宍戸治重